

函館市表彰条例

昭和23年9月1日

条例第62号

(趣旨)

第1条 この条例は、市の教育、産業経済、保健衛生、防災、社会福祉その他公益事業に関する功労（以下単に「功労」という。）が特に顕著な者に対する表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(功労者の決定の方法等)

- 第2条 市長および市議会の推薦による議員2人ならびに学識経験のある市民4人をもつて組織する函館市表彰審議委員会（第4項において「委員会」という。）の議決を経て、功労が特に顕著と認められる者を函館市功労者（以下「功労者」という。）として決定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、刑事事件に関して現に起訴されている者または刑に処せられた者は、功労者として決定することができない。
- 3 委員の任期は、学識経験ある者から選任した者については、3年とし、重任を妨げない。その他は、在職期間中とする。
- 4 委員会の運営について必要な事項は、委員会において別にこれを定める。
- 5 第1項および第2項の規定は、次条第2項の規定による表彰の決定について準用する。

(功労者の表彰)

- 第3条 前条第1項の規定により功労者として決定された者に対しては、函館市功労賞として表彰状および褒賞金品を贈り表彰する。
- 2 前項の規定により表彰された後において、特に顕著な功労が更に認められる功労者に対しては、函館市特別功労賞として表彰状および褒賞金品を贈り表彰することができる。

(表彰の時期)

第4条 前条の表彰は、8月1日に行う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、同日以外の日に行うことができる。

(追彰)

第5条 功労者として表彰することと決定した者が表彰される前に死亡したときは、表彰状および褒賞金品をその遺族に贈る。

(資格の喪失)

第6条 功労者が罰金以上の刑に処せられたときは、その資格を失うものとする。